

第3号議案 「大会宣言」の件

大会宣言

ここ杜の都は、未曾有^{みぞう}の東日本大震災から復興が進み、活気に溢^{あふ}れています。

振り返れば、8年前の大震災で、「手話を言語と認め、情報・コミュニケーション環境の整備」を願う多くの仲間を失いました。仲間が残した法制定を求める署名用紙を手にし、私たちは、情報アクセスとコミュニケーションが保障される社会をめざして運動を進めていくことを改めて強く誓いました。

近年、災害が頻発^{ひんぱつ}しています。私たちの命が守られていくためにも、手話言語法及び情報アクセシビリティ・コミュニケーション保障法の制定は急がなければなりません。とりわけ手話言語は「私たちの命」です。先輩たちが守り続けてきた手話言語の法制定の必要性は明らかであり、今を生きる私たちが力を合わせて必ず実現していかねばなりません。

昨年^{しんねん}の1月、宮城県に住む障害のある女性の勇気ある訴えは、旧優生保護法に基づいて強制不妊手術を受けさせられた人たちの存在を社会に大きく知らせました。その後、全日本ろうあ連盟が独自の実態調査を進めてきた結果、130人以上にも及ぶ仲間たちも被害を受けていたことがわかりました。さらに優生思想の圧力によって不妊手術や中絶を余儀なくさせられ、子どもを持つ、持たないを自分で決めるといふ、人として当たり前の権利を奪われた仲間が多数いることが明らかになりました。

そして、私たちの仲間が勇気をもって提訴することを決め、過去の優生思想の罪を問い、「人間としての尊厳」の回復を求めました。優生思想は、法律という形になっただけでなく、家族の絆を裂き、人間としての誇りを奪い、人の心に深い闇を造り、心の叫びすらも許されず、社会に蔓延^{まんえん}してきました。私たちはこの社会の闇に長らく抗^{あらが}うことができませんでした。だからこそ今、私たちは社会の抑圧に耐えて生きてこられた仲間たちを支援していかねばなりません。

社会の闇を取り払い、人の心に灯りをともし、子どもたちが夢や希望をもって、自分の言語を選択し、自らの意思で生きていけるよう、そして、障害の有無に関係なく誰もが暮らしやすい共生社会の創出^{まいしん}をめざし、これからも邁進^{まいしん}していくことを、ここ杜の都で強く誓います。

2019年6月16日

第67回 全国ろうあ者大会